

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	建築住宅課	検索番号	58
法令名	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律	根拠条項	40		
許認可等	住宅確保要配慮者居住支援法人の指定				
<p>(根拠規定)</p> <p>(住宅確保要配慮者居住支援法人)</p> <p>第四十条 都道府県知事は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人又は住宅確保要配慮者の居住の支援を行うことを目的とする会社であつて、第四十二条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。</p> <p>一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。</p> <p>二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。</p> <p>三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。</p> <p>(指定基準)</p> <p>○愛媛県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に関する審査基準</p> <p>住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第40条に基づく住宅確保要配慮者居住支援法人の指定に係る審査基準は以下による。</p> <p>1 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること（法第40条第1号関係）</p> <p>(1) 支援業務の実施のために必要な組織体制、人員体制を確保していること</p> <p>(2) 支援業務を行う区域が定められていること</p> <p>(3) 支援業務の対象となる要配慮者の範囲が定められていること</p> <p>(4) 家賃債務の保証については、家賃債務保証業者登録規程（平成29年国土交通省告示第898号）の登録を受けた家賃債務保証業者（以下「登録業者」という。）が行うものであること。申請法人が自ら行わない場合にあつては、登録業者と連携を図ること</p> <p>(5) 支援業務に関する愛媛県居住支援協議会又は市町において設立された居住支援協議会との連携手法について、次のいずれかであること</p> <p>ア 居住支援協議会の構成員等となることによる連携体制が確保されていること</p> <p>イ 地方公共団体又は居住支援協議会から要配慮者の相談先として紹介されるなどの連携体制が確保されていること</p>					

- 2 支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること（法第40条第2号関係）
 - (1) 実施しようとする支援業務について、申請者又はその役員が1年以上継続して事業（活動）していること
 - (2) 支援業務の実施にあたり、必要な資格及び実績を有する職員が直接関与していること
 - (3) 支援業務に必要な自主財源を有していること
 - (4) 法人として、債務超過の状態（負債の総額が資産の総額を上回る状態）にないこと
- 3 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること（法第40条第3号関係）
 - (1) 役員等が次のいずれかに該当しないこと
 - ア 成年被後見人又は被保佐人
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - オ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が上記各項目のいずれかに該当するもの
- 4 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること（法第40条第4号関係）
 - (1) 原則、支援業務以外の業務を行う組織との分離がなされていること
 - (2) 居住支援以外の業務で営利目的につながる事業が組織内にある場合は、居住支援業務とそれ以外の業務とをそれぞれ独立した部署で行うとともに、担当役員を置くこと
 - (3) 法43条第1項に規定する債務保証業務を行う場合は、債務保証業務及びその関連業務とそれ以外の業務とで区分経理がなされていること
- 5 法第40条第1号から4号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること（法第40条第5号関係）
 - (1) 法人の定款等において、法人が行う業務として、法第42条各号の居住支援業務を行う備えがあることが意思決定されていること
 - (2) 業務運営上知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のための必要な措置が講じられていること
 - (3) 指定を受けようとする法人が次のいずれにも該当しないこと
 - ア 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人
 - イ 法第50条第1項の規定により指定を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない法人
 - ウ 支援業務の実施に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある法人
 - (4) 県内に事務所を有する、又は設置しようとする法人であること（但し、家賃債務保証業務、相談業務等、支援業務の種類により、県内に事務所を有しなくても、支障がないと認められる場合は、この限りではない）

附 則

この基準は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

附 則

改正後の基準は、平成 30 年 8 月 6 日から施行する。

附 則

改正後の基準は、平成 30 年 9 月 11 日から施行する。